

町有林産物公売（条件付一般競争入札）に係る留意事項

1 入札の参加申込について

(1)参加申込

入札の参加を希望する場合は、公告にある参加資格及び条件を確認の上、町有林産物公売参加資格確認申請書（様式1）を公告に記載の期日までに提出すること。その後、入札担当課にて審査の上、参加資格の有無について町有林産物公売参加資格確認結果通知書を入札担当課から郵送する。

(2)資料について

町有林産物公売物件明細書ほか入札に係る資料は、農林課窓口にて閲覧及び貸出をする。また、一戸町ホームページ上にて同内容のものを公表する。窓口で貸出す資料とホームページに掲載する内容に違いはない。

2 入札保証金の納入等について

入札参加資格があると認める者に対しては、町有林産物公売参加資格確認結果通知書の郵送時に、納付書及び入札保証金提出書（兼返還請求書）（様式3）を同封する。公告に記載の期日までに納入及び提出すること。

3 入札について

(1)入札書

入札書には、消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を記載すること。また、入札書は封筒に入れ入札書であることがわかるように記載し、糊付け封印の上、提出すること。（封筒表面に「入札者名」「入札件名」「入札書」である旨を記載してください。）記載する金額については、仕様書にあるとおり、丸太価格から搬出・運搬費用を差引いた額とすること。

(2)代表者以外の者（代理人）の入札

代表者以外の者（代理人）が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状（様式任意）を提出すること。委任状には、当該入札を一任する旨の記載及び代理人の氏名・住所を記載し、入札会で使用する印鑑を押印の上提出すること。委任状の提出のない代理人のした入札は無効となる。

(3)入札の回数

第1回目の入札で落札者がないときは最大3回目まで行うことから、入札会に参加する者は予備の入札書を用意しておくこと。郵送による入札の場合は、第2回目以降の入札を辞退したものとみなす。

4 郵送について

本公売（入札）は、郵送による入札書の提出及び各提出書類の提出を可とするので、公告及び町有林産物公売物件明細書等各資料に記載の事項・日時を厳守の上、提出すること。期日までに届かないものについては、無効となるので注意すること。

※公告及び各資料をよく確認するようお願いします。

一戸町産業部農林課